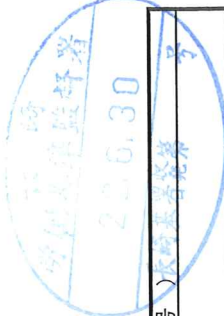


この協定期間は監督署へ届け出てから有効となります。
なお、異議はすみやかに提出して下さい。



時間外労働
休日労働

に関する協定届

様式9号(第17条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)		期間	
社会福祉事業		社会福祉法人西海市社会福祉協議会本所		長崎県西海市西海町黒口郷1477-1(0959-29-4081)		平成22年4月1日から1年間	
	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 [満18歳以上の者]	所定労働時間		延長することができる期間 1日 1ヶ月(毎月1日) 1年(4月1日)	
				1日	3時間	90時間	90時間
① 下記②に該当しない労働者	決算業務 訪問介護 通所介護 従事者ミーティング 請求業務	事務 訪問介護 通所介護 会議 事務	1人 10人 5人 15人 1人	1日8時間	3時間	30時間	90時間
				同上	同上	15時間	90時間
				同上	同上	15時間	90時間
				同上	同上	15時間	90時間
				同上	同上	15時間	180時間
② 1年単位の変形労働時間 制により労働する労働者	決算業務 利用者宅への訪問相談 訪問介護 通所介護 従事者ミーティング 請求業務	事務 居宅介護支援 訪問介護 通所介護 会議 事務	14人 3人 4人 11人 50人 8人	1日8時間	3時間	30時間	90時間
				同上	同上	15時間	90時間
				同上	同上	15時間	90時間
				同上	同上	15時間	90時間
				同上	同上	15時間	180時間
休日労働をさせる 必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日		労働させることができる休日並びに始業及 び終業の時刻	

協定の成立年月日 平成 22 年 3 月 31 日
協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法
(労働者協議による選出)

平成 22 年 6 月 30 日

職名 総務課職員
氏名 堀池 沙月



職名 会長
氏名 山口 俊雄



長崎 労働基準監督署長殿